

△ 第一、日本労働組合の組織は、大體に非合法の組織である。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。

△ 第二、労働組合の組織は、大體に非合法の組織である。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。

△ 第三、労働組合の組織は、大體に非合法の組織である。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。

△ 第四、労働組合の組織は、大體に非合法の組織である。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。

△ 第五、労働組合の組織は、大體に非合法の組織である。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。故に、労働組合の組織を合法化する事、労働者の利益に資する。

労働組合の組織を合法化する事

財団法人協同會大阪支所

之ハ一日モ早クヤリタイト思ツテ居ル、金屬ノ内ニ差別整理委員ヲコシテヘテヤル方針也」

中井「日本労働組合會議ノ中ニ階級的ニ不鮮明ナモノガアル様ニ思フ、ソナ組合トモ將來一掃ニ行クカ」

鈴木「加盟組合ノ中ニ實際不鮮明デ獻金運動ヲヤツタリシテ居ルモノモアル。全勞トシテ眞實ノ意味ニ於テ、組合會議ヲトホシ、之等組合ノ中心トナツテ運動ニ邁進シタイ、ソノ爲ニ少々拙イ氣持ヲ持ツテモ、獻金關係ニ於テモチツテ行クコトガ大切也」

中井「本部常任ノ所在不明ナル場合多シ、如何」

鈴木「運輸ノ熊本本多ガフアツシヨニ轉向シテ運動ガアツタリシテ、常任ガ各方面ニ對策ヲ講ゼネバナラナカッタノミナラズ河野君大森君ガ金屬トカケハナレテ運動ヲセナケレバナラナカッタ、ソレヲ残ル常任ハ寺西、藤田ノ兩君ノミデ、自然外出辭トナツタ、今年ハソシナコトモ無カラフト思フカラ御諒解ヲ願ヒ度イ」